

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡富岡町大字大菅字大平二二三番地二、最後の住所福島県双葉郡富岡町大字大菅字大平二二三番地の二

被相続人 亡 堀川 政直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

福島県いわき市小名浜花畑町一番地の三カネマンビル三〇一号かもめ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長山 敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市上堂丸二四三番地、最後の住所茨城県つくば市上岩崎一八四五番地二七ケアハウスくきの里二〇七号

被相続人 亡 平田 清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

事務所茨城県牛久市中央三丁目一六番地一うしく中央司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 岩田 哲孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区美幸町三番、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区美幸町三番三一号

被相続人 亡 齋藤 忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一番七号浦和チカラビル四階浦和和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金田 恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市桐一八八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 柿沼 重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

埼玉県越谷市北越谷四丁目三番一三三番センチュリー山中五〇二横川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 横川 賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字大道七二七番地三、最後の住所本籍に同じ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一番四号セントエルモ新越谷三〇一しらこばと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中野 吉宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市木間ヶ瀬二四五四番地一、最後の住所千葉県野田市木間ヶ瀬二四五四番地一

被相続人 亡 斉藤 健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

事務所千葉県松戸市松戸一八四七日暮ビル四〇二なつぽし法律事務所
相続財産清算人 弁護士 神保 正宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市鷺沼台一丁目五九四番地五、最後の住所千葉県習志野市鷺沼台一丁目一〇番三四号

被相続人 亡 篠原 昌巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

事務所千葉県中央区中央三丁目三番八号日進センタービル七階 松本・山下総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡田 知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田神保町一丁目五〇番地、最後の住所不明（不動産登記記録上の住所）東京都町田市南大谷一四二六番地九ラフイーネ町田A一〇八

被相続人 亡 関 正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三一番一
号KSBビル六〇一 よつ葉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井ノ川 龍太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字藤後四八二番地、最後の住所東京都新宿区戸山二丁目三一番五〇五号

被相続人 亡 阿部 治夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

事務所東京都品川区上大崎一丁目一九番三二号ハイツ目黒二〇六池田山総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長尾 愛女

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松島三丁目二六四番地一、最後の住所東京都江戸川区松島三丁目四五番九号

被相続人 亡 高坂 匡一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

東京都新宿区新宿二丁目一番五号パークサイドスクエア四階 御苑前総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本 弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市矢田野町二九九番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 山下 充瑠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

石川県小松市殿町二丁目一八番地七 小松かがやき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川本 藏石

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区銀座四五四番地、最後の住所静岡市葵区千代田五丁目一〇番二〇号医心館静岡Ⅱ

被相続人 亡 草ヶ谷圭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

静岡県駿河区稲川一丁目五番一六号稲川ソフィアビル四階 静岡ソフィア法律事務所
相続財産清算人 弁護士 増田 健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市馬込一四四番地、最後の住所静岡県沼津市足高四九四番地アクアホーム沼津足高

被相続人 亡 杉山 益世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月五日

静岡県沼津市御幸町二五番三三三Mビル一階 はまゆう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小宮山克己

第101期決算公告

令和8年9月24日 大阪府東大阪市西石切町7丁目4番3号



瀧本株式会社 代表取締役 中村 孝行

貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,695	流動負債	6,188
固定資産	1,722	固定負債	443
		負債合計	6,631
		株主資本	2,577
		資本剰余金	100
		利益剰余金	1,544
		利益準備金	933
		その他の利益剰余金	20
		(うち当期純利益)	913
		評価・換算差額等	(32)
		純資産合計	2,786
資産合計	9,417	負債・純資産合計	9,417